

第 3 9 7 回常任会議員会議議事録

1. 日時

平成 2 5 年 9 月 3 0 日 1 3 時 3 0 分

2. 場所

佐賀市「グランデはがくれ」

3. 議案

(1) 農地法第 4 条の規定による諮問について

(2) 農地法第 5 条の規定による諮問について

4. 出席者

○ 常任会議員

坂井 邦夫	田中 久男	貝原 敏正	中川 恵次	山口 友三郎
佐佐木幸夫	江頭 義太	谷口 司郎	田中 育夫	野口 好啓
古川 繁樹	今泉 博	岡口 重文	船津 和正	(計 1 4 人)

○ 県農山漁村課

祖川 副課長	高島 係長	坂口 主査	山口 副主査	吉牟田 主事
--------	-------	-------	--------	--------

○ 佐賀市農業委員会

古賀 係長	田島 主事
-------	-------

○ 事務局

實松 局長	北川 次長	椋島 主事
-------	-------	-------

5. 議長

船津 和正

6. 議事録署名者

中川 恵次 山口 友三郎

第397回常任会議員会議 議事進行要領

日時：平成25年9月30日 13:30

場所：佐賀市「グランデはがくれ」

発言者	議事内容
事務局 長	<p>時間になりましたので、第397回常任会議員会議を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、船津会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第397回常任会議員会議の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。</p> <p>猛暑が続いていた今年の夏も過ぎ、朝夕はめっきり冷え込んでまいりました。</p> <p>さて、農業を巡る情勢は依然、不透明かつ混乱を極めており、来年から動き出す予定の「農地中間管理機構」などは来月の臨時国会に提出されることとなっており、今後の動向を注視しなければなりません。課題は多くありますが、農業委員会系統組織として適宜情報伝達と対応を取っていきたいと思います。</p> <p>ところで、本日の常任会議員会議での農地転用の諮問案件は、農地法4条・23件、うち2,000㎡以上は6件。5条・67件、うち2,000㎡以上は10件、計90件となっています。</p> <p>どうか慎重にご審議いただき、ご決定いただきますようお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議に入りたいと思います。</p> <p>本日の「第397回常任会議員会議」につきましては、常任会議員の総数18名に対し14名の出席をいただいておりますので、本会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>また、農業会議会則第41条の2の第3項の規程に基づき、議長を船津会長にお願いします</p>
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>本日の議事録署名者として、〇〇の〇〇会議員と〇〇の〇〇会議員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、農地法の規定による諮問に入ります。</p> <p>農地法第4条の規定による諮問及び第5条の規定による諮問に</p>

ついて、一括上程します。

諮問の内容について、県農山漁村課農地調整担当及び佐賀市農業委員会から、説明をお願いします。

県農山漁村課

(9月分の農地法諮問調書集計表により、転用用途別件数面積及び転用田畑別面積について内容説明。)

佐賀県の諮問調書の説明に移ります。農地法第4条関係は20件のうち、2,000㎡以上は6件。第5条関係は57件のうち、2,000㎡以上は7件。合計で77件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請、〇〇農業委員会経由・〇〇〇〇申請・〇〇〇〇申請の〇〇への転用において、申請地は全て中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第4条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は特定土地改良事業の施工に係る農地であることから第1種農地と中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設であり、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域にある農地であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は特定土地改良事業の施工に係る農地であることから第1種農地と判断されますが、一般国道又は都道府県道の沿道の休憩所等を備えた施設の場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇

用地への転用において、申請地は申請地は水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域であり、第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた区域内にある農地であることから農用地区域内農地と判断されますが、一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は特定土地改良事業の施工に係る農地であることから第1種農地と判断されますが、申請地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用において、申請地は特定土地改良事業の施工に係る農地であることから第1種農地と判断されますが、農産物処理加工施設の用に供するために行われる場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく申し上げます。

佐賀市農業委員会

佐賀市の諮問調書の説明に移ります。

農地法第4条関係は3件、そのうち2,000㎡以上は今回ありません。第5条関係は10件、そのうち2,000㎡以上は3件。合計で13件の諮問をお願いしています。

2,000㎡以上の案件を説明します。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地の569㎡は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、当該事業目的を達成する上で申請地を供することが必要であると認められ、全体面積を占める割合が3分の1を越えない場合は許可し得、また、申請地の1,577㎡は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得、申請地の834㎡は

水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域にあり、おおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在することから第3種農地と判断されることから許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

農地法第5条関係の〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用についてですが、申請地の4,287㎡は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得、また、申請地の29㎡は中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地へ立地することが困難である場合は許可し得ることから、許可相当と判断されます。

2,000㎡未満の申請も併せて審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 第4条関係23件、第5条関係67件の諮問のうち2,000㎡以上の案件について説明がありました。

ここで、2,000㎡以上の16案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議員 一同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。

議 長 つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議員 一同 (意見・質問・異議なし)

議 長 それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇

		申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会	議員一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議	長	つぎに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇	会議員	最初は収用法の適用を受けたのですか。
県農山漁村課		そもそも収用法に該当しないため、市の適用ミスですので、今回申請が上がっています。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇会 議 員	「汚水等は下水道接続する計画」とありますが、なぜ計画なのですか。
県農山漁村課	下水道は既にあるのですが、そこへの接続は住宅建設者が行うため、「計画」としています。
〇〇会 議 員	申請者と住宅建設者は別ですか。
県農山漁村課	別です。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
- 議 長 つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
- 議 長 つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への一時転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
- 議 長 つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 会 議 員 一 同 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
- 議 長 つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として知事に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇会 議 員	施設の概要に「耕作用通路」とありますが、どこへの通路ですか。
佐賀市農業委員会	申請地北側の農地への通路です。 譲受人が所有・管理し、耕作者が無償で通行出来るようにするようです。
〇〇会 議 員	地図を見ると、県道から繋がる申請地西側の道路は狭いようですが、どのくらいですか。また、消防車等は通れるのですか。
佐賀市農業委員会	申請地西側の道路幅は5.5mであり、普通車や消防車等が苦なく通過できる道幅だと判断されますし、開発の申請の際に消防の方と協議されていますので、農業委員会では問題ないと考えています。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇

	申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議 長	つぎに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇用地への転用については、異議ないものと認め、諮問のとおり許可を相当として佐賀市農業委員会会長に答申いたします。
議 長	最後に、2,000㎡未満の案件については、一括してご意見等をお伺いいたします。 ご意見・ご質問等ないでしょうか。
会 議 員 一 同	(意見・質問・異議なし)
議 長	2,000㎡未満の案件につきましては、別段ご意見等もないようでございますので、先ほどご決定いただきました2,000㎡以上の案件と合わせ、本日諮問された農地法第4条関係20件及び第5条関係57件、合わせて77件については知事に、農地法第4条関係3件及び第5条関係10件、合わせて13件については佐賀市農業委員会会長に、許可を相当として答申いたします。 以上をもって、議事を終了いたします。
	< 議 事 終 了 >
事 務 局 長	ありがとうございます。 それでは、報告事項について、事務局よりご報告します。
事 務 局 員	(それぞれ説明)
事 務 局 長	以上をもちまして、常任会議員会議を終了いたします。

14時40分